

## (1) 平成25年度事業報告について

### ○ 動物愛護教室

動物愛護思想及び動物の適正飼養の普及啓発を図るには、次代を担う子供たちに対する教育が不可欠であることから「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例（所有者等の義務及び遵守事項）」に基づき、小学生を対象として動物についての理解、生命を慈しむ心の育成、動物愛護意識の高揚及び動物による危害の防止を目的とした動物愛護教室を開催する。

平成25年度は、各保健所で9回実施した。

(実施報告)

#### 岐阜保健所及び本巣山県センター（各務原市立尾崎小学校4年生）

##### ・保健所職員の講義

「どうして保健所に犬がつれてこられるのか」、「その犬たちはどうなってしまうのか」、「そうならないためにはどうすればいいのか」を説明することによって動物（犬）の命の大切さや飼う時の心構え等について全員で考えて学ぶことが出来るように話をした。

##### ・推進員の講義

団地に住む生徒が多く、普段からあまり動物に接する機会が少ないため、授業の中で、犬と触れ合えるといこうことで、生徒が集中できた。

#### 西濃保健所及び揖斐センター（揖斐川町立大和小学校3年生）

##### ・推進員の講義

学校で飼育しているうさぎを中心に講義した。生徒にとって理解しやすいように心がけて説明したため、講師の話をよく聞いていた。

今回は学校飼育動物以外にも範囲を広げて生徒が興味を示すような内容を考慮したい。

#### 関保健所（関市立博愛小学校3、4年生）

##### ・保健所職員の講義

リーフレット等を用いて保健所に収容される犬の現状について説明を行った。生徒たちは真剣に聞いていた。

##### ・推進員の講義

学校で飼育しているウサギについて講義した。生徒たちが普段接しない内容等を盛り込み、充実した講義であった。

##### ・講義の後、動物に関する質疑応答の時間を設けたが生徒たちから多数の質疑があり、生徒たちの積極性がみられた。

#### 郡上センター（郡上市立大中小学校1年生）

##### ・保健所職員の講義

保健所の動物愛護管理業務の内容や当教室の目的等について説明した。

##### ・推進員の講義

一番身近な動物である犬との正しい接し方、近寄ってはいけない犬などの話、補助犬の役割について詳しく説明した後、実際にふれあった。また、セラピードッグについての認知度が低かったこともあり、普段の活動内容についての話も行い、対話方式でクイズ

を出題し、生徒も最後まで熱心に聴講していた。

- ・生徒は今年度、総合福祉についての研究を行っており、当教室において手話やバリアフリー、補助犬の活動等について発表をしてもらった。

中濃保健所（美濃加茂市立西中学校1年生） 選択授業の1項目として2回実施。

- ・保健所職員の講義

保健所の仕事、人と動物との関わり等を説明した。

- ・推進員の講義

犬とのふれあいでは生徒は強い興味を示していた。また、犬が苦手だが何かのきっかけになれば、という動機でこの授業を選択したと話してくれた生徒も1人いた。

東濃保健所（土岐市立木曾小学校全校生徒）

- ・推進員の講義

動物を飼育している生徒が多く、高い関心を持っているように見られた。

全ての生徒がウサギと触れ合うことができるよう心がけ、全員が楽しく過ごすことができた。低学年の生徒はウサギの扱いについて慣れていないものも見られたが、説明を受け、正しい扱い方を学んでいた。

恵那保健所（中津川市立阿木小学校3、4年生）

- ・推進員の講義

生き物の命について説明した。生徒達は熱心に講師の話聞き、疑問に感じたことを講師に質問していた。

5つのグループに分かれて、うさぎの心音と自分の心音の聞き比べや、抱き方を学んだ。生徒達はうさぎの特徴をよく観察しており、うさぎの心音の速さには驚きの声があがった。学校飼育動物として、チャボ1羽のみ飼育されており、ウサギに触れることは珍しいこともあり、生徒達はうさぎを恐々ではあったが優しく接していた。

動物から人に感染する病気があることから、動物を触ったあとには手の洗浄をすることが指導され、人獣共通感染症および衛生管理面での意識付けもできた。

飛騨保健所及び下呂センター（飛騨市立河合小学校1、2年生）

- ・保健所職員の講義

動物の愛護について、犬の習性等を説明した。

- ・推進員の講義

動物との接し方等デモンストレーションを交えた講義を行った。

本小学校は子供たちが動物に接する機会がほとんど無く、学校側から「ふれあい体験」をさせたいとの強い要望があり、動物愛護推進員が複数頭の犬を準備し、時間を充てた。

## ○ 愛犬のしつけ方教室

近年のペットブームを背景に犬及び猫をはじめとして動物を飼養する家庭が増加し、県下においても犬の登録頭数は年々増加の一途をたどっている。その一方で、不適正飼養による犬及び猫に関する苦情は後を絶たない。また、災害時にはペットを連れて避難する飼い主が多いと予想され、人の生命、身体、若しくは財産に害を加えないよう日常からしつけを行うことは重要なことである。このため、基本的な犬の「しつけ方法」等を広く県民に普及し、犬の適正飼養の推進を図る。

平成25年度は各保健所で8回実施した。

(実施報告)

岐阜保健所及び本巣山県センター（岐阜県健康科学センターで動物愛護推進員と実施。）

- ・岐阜保健所の職員による、動物の飼養に係る法律についての説明を行った。
- ・推進員による、トレーニングについての講義とモデル犬を用いたしつけ方の実演を行い、具体的なポイントを説明した。
- ・教室終了時にアンケートを実施した。参加の動機はしつけに興味があり、自分ではどうしつけして良いか分からない飼い主が多かった。参加した感想について模範犬の実演がすごく分かりやすかったとの意見もあり、今後もこの内容で実施すれば参加者が満足すると思われた。また講師が巡回しながら個々の質問に対してアドバイスをする時間があり、とても好評であった。

西濃保健所及び揖斐センター（杭瀬川スポーツ公園、さぼろ遊学館だんだん講演ふじのステージの2ヶ所で動物愛護推進員と実施。）

- ・地域の広報や新聞、ホームページ等による開催案内を掲載し、管内の飼い主に広く周知した。
- ・保健所職員による、ペットの災害対策として、ペットの日常管理や持ち出すものの準備等について講習を行った。
- ・推進員による、愛犬との正しい関係性、コミュニケーションの取り方、体の触り方、アイコンタクト、待て、伏せなどの初歩の服従訓練や散歩の仕方等をモデル犬で実演しながら、実技指導を行った。ケージに慣れさせることが重要であることの説明とケージに慣れさせる実技を行った。
- ・教室終了時にアンケートを行い、ペットの災害対策について「役に立った」「もっと詳しく知りたい」という意見があった。

関保健所及び郡上センター（中濃総合庁舎で動物愛護推進員と実施。）

- ・関・美濃・郡上市の広報紙、HP、動物病院へのポスター配布を行い広く開催を周知した。  
(ケーブルTV CCMの撮影あり)
- ・保健所からは「飼い主の責務」「生涯飼育」を中心に啓発を行った。
- ・推進員から、災害時に向けたしつけ方について説明した。約9割の方(当所アンケート調べ)が災害時の対策をしていないこともあり、講師の話は興味深く熱心にメモをとる姿がみられた。
- ・実技訓練については参加者の方が多数の犬を連れてきていたが、講師を含めアシスタント2名が分担して指導を行うことにより、参加者全員に目を配った。

中濃保健所（可児市総合会館で可児市が主催のしつけ方教室に講師として動物愛護推進員と実施。）

- ・保健所職員から「ペットとよりよい暮らしに向けて」という題で、動愛法、狂犬病予防法、咬傷事故、防災対策などについて説明した。
- ・推進員から「愛犬とよりよい関係を築くために」という題で、犬の習性や社会化、健康管理について説明した後、犬の正しいしつけ方の実演を行った。犬を連れての参加が不可能であったため、参加者から「家に帰ってからできるだろうか」という声も聞こえた。

東濃保健所（根本交流センターで警察犬訓練士と実施。）

- ・保健所から、動物愛護法の一部改正があったため、犬の飼い主に関わる内容を抜粋し、その話を含め講習を行った。
- ・講師による犬の習性、性質、扱い方等の説明が行われた後、参加者が同伴させた柴犬を借り、飼い主との歩き方、おすわり、服従のさせ方のなどのしつけについて実演が行われた。その後、質疑応答の時間をとり、多くの質問があった。短時間のしつけで効果が認められ、飼い主も感心している様子であった。
- ・講習後、参加者から犬の飼い方の基本が知ることができよかったとの意見があった。

恵那保健所（恵那総合庁舎で管内ボランティア団体会員と実施。）

- ・保健所職員による犬についての歴史、習性並びに法令関係、狂犬病予防の講演を行った。
- ・講師による避難所等における犬の適正飼養管理について講演、実演を行い、デモ犬2頭、参加者の犬3頭を使い実際にゲージ等に入れる訓練（ハウストレーニング）を行った。

飛騨保健所及び下呂センター（モンデウス飛騨位山で行われた動物愛護フェスティバル in 飛騨のステージプログラムとして実施。）

- ・保健所職員による、人と犬が社会で共存していくために必要なことについて、犬の問題行動に対する飼い主の対処方法について、犬用車イスを見せながらの終生飼養についての説明を行った。参加者の犬を用いてのリーダーウォークのデモンストレーションを実施した。ステージ終了後、個別に参加者からしつけに関する相談が寄せられた。

## ○ 動物愛護推進員活動支援事業

県が推進員活動の環境を整備し、その活動を支援することにより、県民に対する動物の愛護及び適正飼養等の普及啓発を図る目的で、各保健所及びセンターで管内の推進員を優先して活動支援を実施した。

（実施報告）

- ・学校等で動物とのふれあいを含めた動物愛護教室
- ・保健所に收容された犬猫の新たな飼い主を見つけるために譲渡希望者情報の仲介
- ・保健所から譲渡された犬猫の健康診断
- ・自治会の会合やイベントで開催する犬のしつけ方教室等の実施